

京都市告示第 93 号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第4条ただし書の規定に基づき、開所時間の変更（臨時開所）について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成25年4月12日

京都市長 門川 大作

1 変更部分

条例第2条第2号に掲げる事業の用に供する部分（診療所）

2 変更内容

毎月第2土曜日の午後2時から4時までの2時間について臨時に開所する。

3 変更期間

平成25年4月13日から平成25年6月30日まで

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）